

実 質 収 支 に 関 す る 調 書

実質収支に関する調書

一般会計

(単位 : 千円)

区 分		金 額
1	歳 入 総 額	4 0 6 , 5 3 4 , 7 5 1
2	歳 出 総 額	3 9 4 , 7 9 5 , 6 6 5
3	歳 入 歳 出 差 引 額	1 1 , 7 3 9 , 0 8 6
4	翌 年 度 へ 繰 越 す べ き 財 源	(1) 継 続 費 通 次 繰 越 額 2 8 6 , 5 7 3
		(2) 繰 越 明 許 費 繰 越 額 6 , 0 2 6 , 7 5 6
		(3) 事 故 繰 越 し 繰 越 額 1 1 7 , 0 9 6
		計 6 , 4 3 0 , 4 2 5
5	実 質 収 支 額	5 , 3 0 8 , 6 6 1
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	0

実質収支に関する調書

用品調達等集中管理事業特別会計

(単位 : 千円)

区 分		金 額
1	歳 入 総 額	1, 6 7 3, 6 6 6
2	歳 出 総 額	1, 6 2 1, 1 2 3
3	歳 入 歳 出 差 引 額	5 2, 5 4 3
4	翌 年 度 へ 繰 越 す べ き 財 源	(1) 継 続 費 通 次 繰 越 額 0
		(2) 繰 越 明 許 費 繰 越 額 0
		(3) 事 故 繰 越 し 繰 越 額 0
		計 0
5	実 質 収 支 額	5 2, 5 4 3
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	0

実質収支に関する調書

収入証紙特別会計

(単位 : 千円)

区 分		金 額
1	歳 入 総 額	1 3 9
2	歳 出 総 額	1 3 9
3	歳 入 歳 出 差 引 額	0
4	翌 年 度 へ 繰 越	(1) 継 続 費 通 次 繰 越 額 0
		(2) 繰 越 明 許 費 繰 越 額 0
	す べ き 財 源	(3) 事 故 繰 越 し 繰 越 額 0
		計 0
5	実 質 収 支 額	0
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	0

実質収支に関する調書

中小企業近代化資金助成事業特別会計

(単位 : 千円)

区 分		金 額
1	歳 入 総 額	18,506
2	歳 出 総 額	16,208
3	歳 入 歳 出 差 引 額	2,298
4	翌年度へ繰越	(1) 継続費通次繰越額 0
		(2) 繰越明許費繰越額 0
	すべき財源	(3) 事故繰越し繰越額 0
		計 0
5	実 質 収 支 額	2,298
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	0

実質収支に関する調書

県営林事業特別会計

(単位 : 千円)

区 分		金 額
1	歳 入 総 額	107,830
2	歳 出 総 額	97,086
3	歳 入 歳 出 差 引 額	10,744
4	翌年度へ繰越	(1) 継続費逓次繰越額 0
		(2) 繰越明許費繰越額 0
	すべき財源	(3) 事故繰越し繰越額 0
		計 0
5	実 質 収 支 額	10,744
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	0

実質収支に関する調書

県営境港水産施設事業特別会計

(単位 : 千円)

区 分		金 額
1	歳 入 総 額	2 8 2 , 6 7 4
2	歳 出 総 額	2 8 1 , 2 2 4
3	歳 入 歳 出 差 引 額	1 , 4 5 0
4	翌 年 度 へ 繰 越	(1) 継 続 費 通 次 繰 越 額 0
		(2) 繰 越 明 許 費 繰 越 額 0
	す べ き 財 源	(3) 事 故 繰 越 し 繰 越 額 0
		計 0
5	実 質 収 支 額	1 , 4 5 0
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	0

実質収支に関する調書

県立学校農業実習特別会計

(単位 : 千円)

区 分		金 額
1	歳 入 総 額	75,704
2	歳 出 総 額	51,617
3	歳 入 歳 出 差 引 額	24,087
4	翌年度へ繰越	(1) 継続費逓次繰越額 0
		(2) 繰越明許費繰越額 0
	すべき財源	(3) 事故繰越し繰越額 0
		計 0
5	実 質 収 支 額	24,087
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	0

実質収支に関する調書

林業・木材産業改善資金助成事業特別会計

(単位 : 千円)

区 分		金 額
1	歳 入 総 額	1 9 1, 6 3 9
2	歳 出 総 額	3 1, 7 8 6
3	歳 入 歳 出 差 引 額	1 5 9, 8 5 3
4	翌 年 度 へ 繰 越 す べ き 財 源	(1) 継 続 費 通 次 繰 越 額 0
		(2) 繰 越 明 許 費 繰 越 額 0
		(3) 事 故 繰 越 し 繰 越 額 0
		計 0
5	実 質 収 支 額	1 5 9, 8 5 3
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	0

実質収支に関する調書

沿岸漁業改善資金助成事業特別会計

(単位 : 千円)

区 分		金 額
1	歳 入 総 額	298,968
2	歳 出 総 額	1
3	歳 入 歳 出 差 引 額	298,967
4	翌年度へ繰越	(1) 継続費逓次繰越額 0
		(2) 繰越明許費繰越額 0
	すべき財源	(3) 事故繰越し繰越額 0
		計 0
5	実 質 収 支 額	298,967
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	0

実質収支に関する調書

港湾整備事業特別会計

(単位 : 千円)

区 分		金 額
1	歳 入 総 額	78,042
2	歳 出 総 額	60,371
3	歳 入 歳 出 差 引 額	17,671
4	翌年度へ繰越	(1) 継続費通次繰越額 0
		(2) 繰越明許費繰越額 10,131
	すべき財源	(3) 事故繰越し繰越額 0
		計 10,131
5	実 質 収 支 額	7,540
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	0

実質収支に関する調書

母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計

(単位 : 千円)

区 分		金 額
1	歳 入 総 額	83,439
2	歳 出 総 額	35,452
3	歳 入 歳 出 差 引 額	47,987
4	翌年度へ繰越	(1) 継続費逓次繰越額 0
		(2) 繰越明許費繰越額 0
	すべき財源	(3) 事故繰越し繰越額 0
		計 0
5	実 質 収 支 額	47,987
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	0

実質収支に関する調書

育英奨学事業特別会計

(単位 : 千円)

区 分		金 額
1	歳 入 総 額	1, 2 0 4, 6 5 2
2	歳 出 総 額	7 2 4, 5 0 9
3	歳 入 歳 出 差 引 額	4 8 0, 1 4 3
4	翌 年 度 へ 繰 越	(1) 継 続 費 通 次 繰 越 額 0
		(2) 繰 越 明 許 費 繰 越 額 0
	す べ き 財 源	(3) 事 故 繰 越 し 繰 越 額 0
		計 0
5	実 質 収 支 額	4 8 0, 1 4 3
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	0

実質収支に関する調書

公債管理特別会計

(単位 : 千円)

区 分		金 額
1	歳 入 総 額	58,791,947
2	歳 出 総 額	58,791,947
3	歳 入 歳 出 差 引 額	0
4	翌年度へ繰越	(1) 継続費逓次繰越額 0
		(2) 繰越明許費繰越額 0
	すべき財源	(3) 事故繰越し繰越額 0
		計 0
5	実 質 収 支 額	0
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	0

実質収支に関する調書

給与集中管理特別会計

(単位 : 千円)

区 分		金 額
1	歳 入 総 額	29,100,751
2	歳 出 総 額	29,085,205
3	歳 入 歳 出 差 引 額	15,546
4	翌年度へ繰越	(1) 継続費逓次繰越額 0
		(2) 繰越明許費繰越額 0
	すべき財源	(3) 事故繰越し繰越額 0
		計 0
5	実 質 収 支 額	15,546
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	0

実質収支に関する調書

就農支援資金貸付事業特別会計

(単位 : 千円)

区 分		金 額
1	歳 入 総 額	1 9 2 , 0 4 9
2	歳 出 総 額	2 6 , 2 9 4
3	歳 入 歳 出 差 引 額	1 6 5 , 7 5 5
4	翌 年 度 へ 繰 越	(1) 継 続 費 通 次 繰 越 額 0
		(2) 繰 越 明 許 費 繰 越 額 0
	す べ き 財 源	(3) 事 故 繰 越 し 繰 越 額 0
		計 0
5	実 質 収 支 額	1 6 5 , 7 5 5
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	0

実質収支に関する調書

国民健康保険運営事業特別会計

(単位 : 千円)

区 分		金 額
1	歳 入 総 額	50,561,139
2	歳 出 総 額	49,336,959
3	歳 入 歳 出 差 引 額	1,224,180
4	翌年度へ繰越	(1) 継続費逓次繰越額 0
		(2) 繰越明許費繰越額 0
	すべき財源	(3) 事故繰越し繰越額 0
		計 0
5	実 質 収 支 額	1,224,180
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	0